

# 「不祥事防止委員会」設置要綱

東広島市立平岩小学校

(趣旨)

第1条 校務運営規程 第17条第2項に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は校長の指名による。

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・養護教諭・心のサポーター

(業務内容)

第3条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を行う。

- (1) 委員会の年間業務計画の作成，取組みの検証
- (2) 服務規律の確保に係る研修の年間計画，企画，実施
- (3) 「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の運営，周知
- (4) 児童の状況を把握するためのアンケートや調査の実施，分析
- (5) 服務規律の確保に向けた啓発，環境づくり，情報の発信
- (6) 教職員相互のコミュニケーションづくり，不祥事防止チェックの実施
- (7) 教職員の状況についての情報交換
- (8) P T A等との意見交換
- (9) その他，服務規律の確保に向けた取組に関する協議

(開催日)

第4条 委員会の開催は，月1回を原則とするが，必要が生じた場合は校長の求めに応じて開催することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか，当該委員会の運営等について必要な事項は，校長が定める。

附 則 この要綱は，平成22年2月2日から施行する。

この要綱は，平成30年4月1日から一部改正する。